

令和5年3月31日

香川県土木部
土木監理課

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和5年4月1日以降に新たに契約締結するものから、下記のとおり電子による取り扱いを開始しますのでお知らせします。保証についての具体的な手続きは、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

なお、紙の証書（証券）についても引き続き取り扱います。

記

1. 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証(株)等)	損害保険会社
契約の保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金(中間前払金) 保証	前払金保証証書	—

2. 方法

(1) 保証事業会社(契約の保証、前払金(中間前払金)保証)

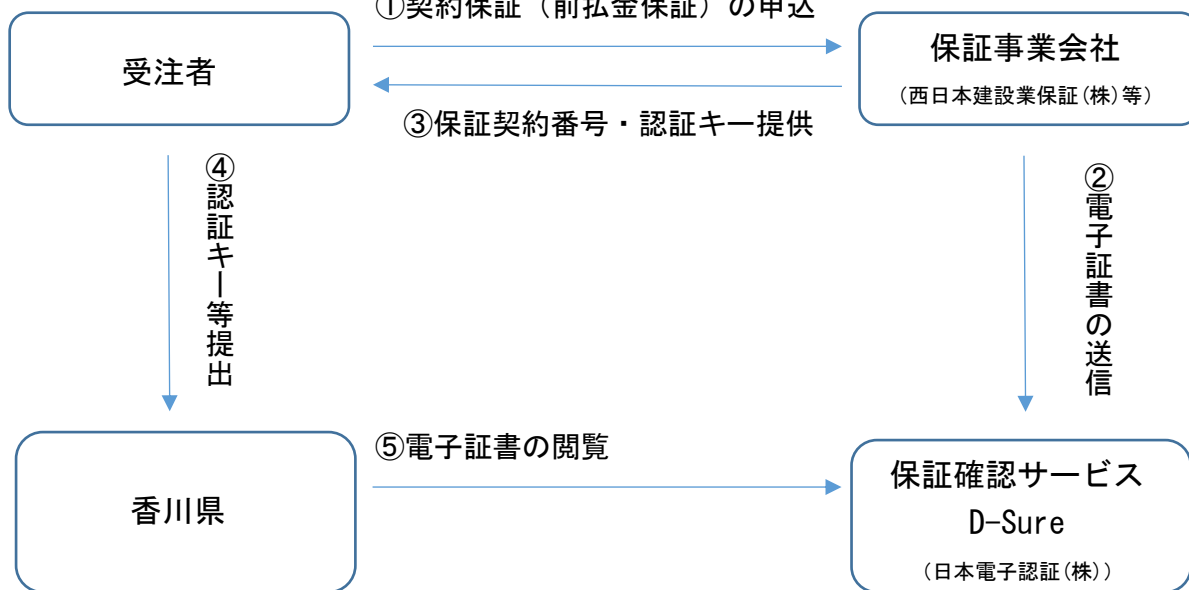
発行された**保証契約番号及び認証キー**(PDFファイル)を電子メールに添付し、契約担当課のメールアドレス宛提出のうえ、到達確認の連絡をしてください。

※契約担当課のメールアドレスについては、契約時に契約担当者からお知らせします。

(2) 損害保険会社(契約の保証)

発行された**PDF形式の証券(証書)**を電子メールに添付し、契約担当課のメールアドレスに加え、送信先のCC(複写)欄に保険会社から指定されたメールアドレスを入力して提出のうえ、到達確認の連絡をしてください。

【保証事業会社の場合】



【損害保険会社の場合】

